

【出席停止の感染症】

令和7年10月 改訂版

感染症の登校基準が下記のとおり学校保健法によって決められていますので、これらの病気に罹った場合は感染の防止と健康の回復のために休養し、下表の基準にあわせて、登校して下さい。

種 別	感 染 症 の 種 類	出 席 停 止 の 期 間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。)、中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る。)、及び特定鳥インフルエンザ (H5N 及び H7N9)、 新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症	治癒するまで ※ 左記以外に、「感染性の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第六条第七項から第九項までに規定する「新型インフルエンザ等感染症」、「指定感染症」及び「新感染症」は第一種の感染症とみなす。
第二種	以下の期間。ただし、病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めた時は、このかぎりではない。	
	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺の腫脹が、発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹（3日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	医師が感染の恐れがないと認めるまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、 ※その他の感染症	病状により、学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで ※学校で流行が起こった場合にその流行を防ぐために必要に応じて学校長が第三種の感染症として措置をとることが出来る疾患

溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ

マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症（まれにノロウイルスも含まれることあり）など

上記の感染症に罹患した場合は速やかに学校に連絡し、出席停止期間等の確認をしてください。

治療証明書(登校許可書)を医療機関で記入していただき、登校再開日に持参の上、まず保健室に提出してください。学校HPからもDLできます。

主治医殿

麴町学園女子中学校長
麴町学園女子高等学校長

中学・高校 年 組 番

生徒氏名 生年月日 平成 年 月 日

上記の者が貴院にて加療中でしたが、感染のおそれがないと認められましたら、
以下に証明をお願いいたします

治 癒 証 明 書(登校許可書)

病名

罹患期間 令和 年 月 日 ～ 月 日

※特記事項 (連絡事項・注意事項などがありましたらご記入ください)

[]

上記疾患により当院にて加療中でしたが、感染のおそれがないと認め、登校を許可します

令和 年 月 日

住所

医師名 印

※以下には何も記入しないで下さい

出席停止期間 令和 年 月 日 ～ 月 日

校長印	保健室印	教務印